

計 画 各 論

※計画各論では、基本目標ごとの「目指す姿」に基づき、「現状と課題」等を整理するとともに、目指す姿を実現するための「施策の方向」や「具体的施策」について記載しています。
記載内容は以下の通りです。

【 構 成 】

- ・基本目標ごとに、計画の目標年次である平成32（2020）年度までに、市が市民と共に目指す姿を記載しています。（総論P12参照）
- ・国や市の現状、「目指す姿」を実現するにあたっての課題等について記載しています。
- ・現状を表すデータを掲載しています。
- ・課題を解決し目指す姿を実現するために、「施策の方向」を定め、市が取り組む「具体的施策」とその内容、「各事業」について記載しています。

基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

(目指す姿)

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

平成25年度の市男女共同参画社会に関する意識調査によると、社会全体で見た場合の男女の地位の平等感に関する質問で、「平等」と答えた人の割合は14.3%で、5年前の13.0%と比べて1.3ポイントの増ですが、「男性が優遇されている」「どちらかといえば優遇されている」を含むと思う人の割合は74.5%（女性79.1%、男性67.9%）で、5年前の69.6%（女性74.5%、男性63.7%）から4.9ポイント増加しています。男女があらゆる分野でより平等になるために最も重要と思うことを問う質問では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」と考える人が最も多くなっています。

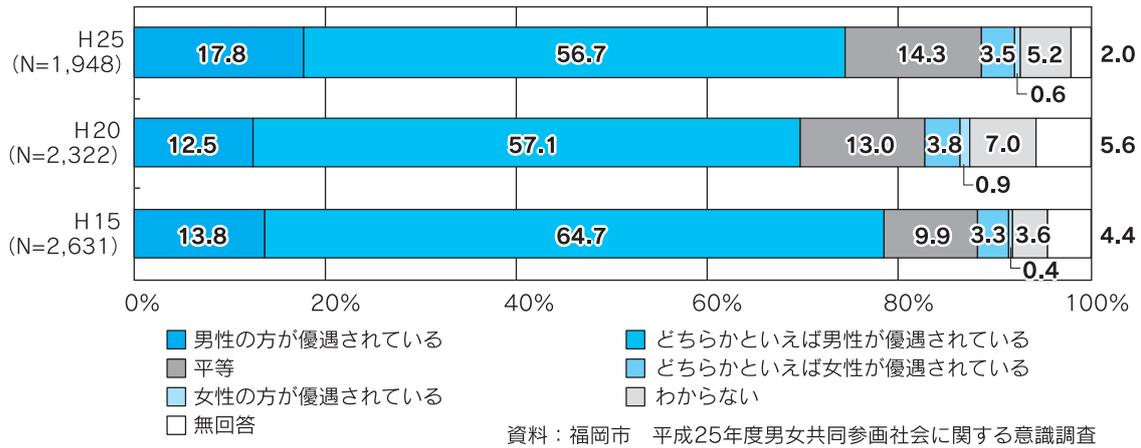
また、性別による固定的な役割分担意識をみると、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という考えについては、平成26年度の市基本計画の成果指標に関する意識調査においては、63.5%（女性66.0%、男性60.9%）が否定的な考え方を持っています。平成20年度の61.6%（女性64.0%、男性59.9%）と比較してもほとんど増えていません。平成25年度の調査では一度減少に転じており、今後の推移を見守る必要があります。

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものですが、一方で社会における男女の生き方は多様化しています。あらゆる機会をとらえて意識啓発を行うとともに、男女に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行を見直していかなければなりません。

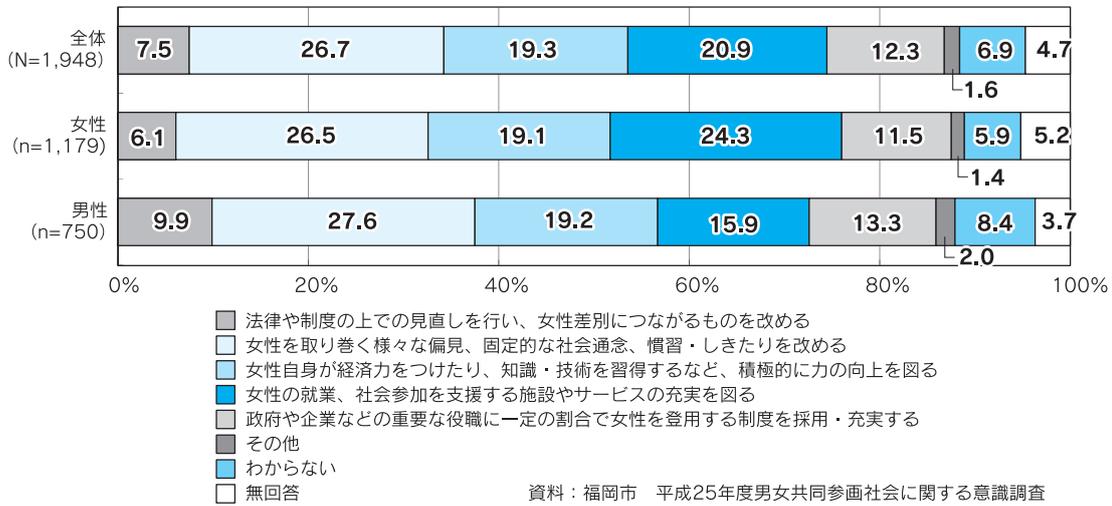
男女平等意識が浸透した社会を目指すには、とりわけ、子どもの頃からの男女平等教育や、性別にとらわれないキャリア形成などについて学ぶことが重要です。子どもたちが自分らしさを大切にすることや、様々な価値観、生き方があることを知ることで男女ともに将来の選択の幅が広がり、多様性のある社会が生まれます。条例においても教育に携わる者の果たすべき役割が明記されており、今後とも教職員や教育関係者を対象とした研修等を充実していきます。

また、男女平等意識が市民に浸透していくには、自治組織、市民団体・グループ、NPO等との連携・共働による取組が必要です。拠点施設アミカスを中心に、区役所、公民館が連携して市民の取組を支援するとともに、男女共同参画が必要であることを広く市民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を進めなければなりません。さらに、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ、安心して暮らせるよう支援することが重要です。

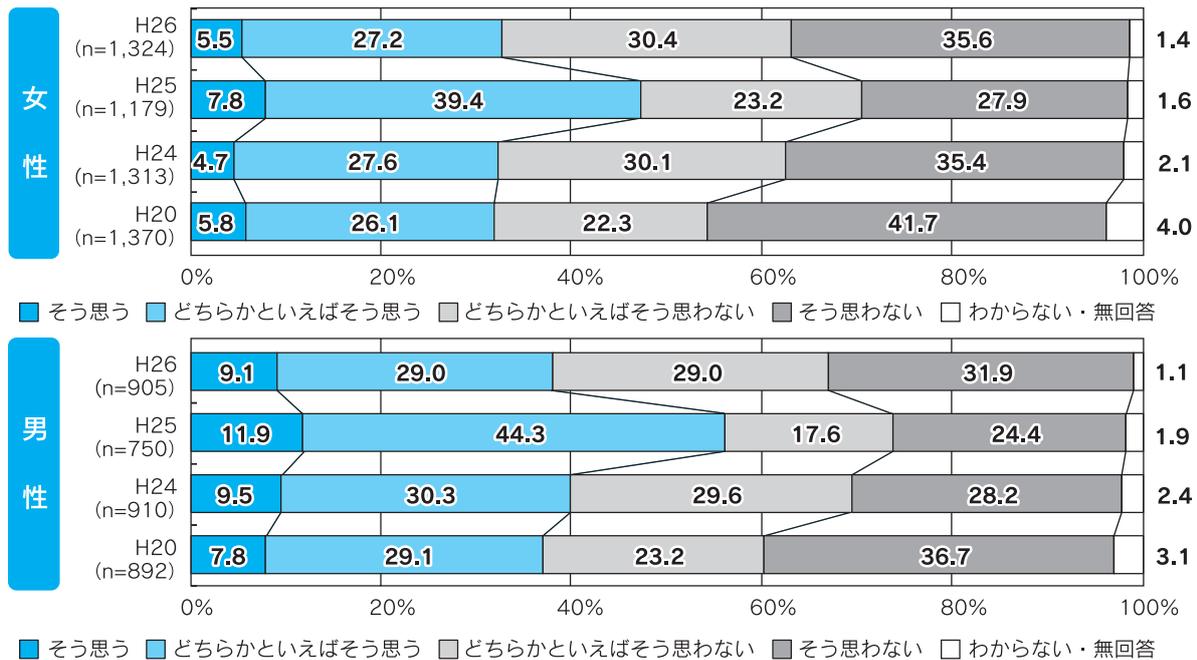
○社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



○男女が平等になるために最も重要なこと



○性別による固定的役割分担意識（男は仕事、女は家庭を守るべきである）



基本目標 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

施策の方向 1 男女平等教育の推進

男女平等意識が浸透した社会を目指すには子どもの頃からの男女平等教育が重要であるため、次代を担う子ども達が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるように成長し、将来を見通して自己形成できるよう、男女平等教育を推進します。また、学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

1	具体的施策	具体的施策の内容
	<p>学校教育における男女平等教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。 ●一人ひとりが性別にとらわれず個性を生かすために、中学生向け男女平等教育副読本を改訂するとともに、小中学生向け男女平等教育副読本を積極的に活用します。 ●児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、小学校段階から男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、性別にとらわれることなく主体的に進路を選択するため、中学生を対象に出前型キャリアデザインセミナーを実施します。 ●男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。 ●学級運営やクラスの係活動における役割分担の見直し、とりわけ中学校における男女混合名簿の採用促進など、学校生活全般に男女平等の視点を取り入れます。
2	<p>教育に携わる者への研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員は一人ひとりが男女平等教育を実践する必要があることから、市立学校・園の教職員を対象に学校教育における男女平等教育の推進に対する認識を高める研修を実施します。 ●保育所や幼稚園等の幼児教育関係者、公民館長及び主事、社会教育主事など社会教育関係者を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。

施策の方向 2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開

市の男女共同参画を推進する拠点施設として、アミカスは市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、更なる機能強化を図ります。

また、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、アミカスを中心に区役所や公民館等とともに地域の取組をサポートし、全市的に広がりのある啓発や学習機会の提供、情報発信を進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
3	男女共同参画推進センターにおける取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●アミカスにおいて、性別や年齢に関わりなく幅広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるよう、市民グループや地域とも連携を図りながら様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。
4	拠点施設としての支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進の拠点施設として、地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」、「アミカス寸劇隊」、年間を通じた地域活動に対するアドバイスを行うコーディネーターの地域への派遣、他校区の事例や研修素材、研修講師情報などの情報提供等、地域における男女共同参画の活動を支援します。 また、男女共同参画の推進に取り組む市民グループの活動に対し、実施経費の一部助成や会場使用料の減免などの支援を行い、市民の幅広い男女共同参画への認識を深めます。
5	区役所、人権啓発センターにおける取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所において各校区の男女共同参画の取組状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。 ●区役所や人権啓発センター等において男女共同参画の推進に関する講座等を開催します。
6	公民館における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供し、地域における男女共同参画の取組を支援します。
7	男女共同参画に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における男女共同参画状況を把握するため、女性社員の登用や就業環境等の調査（女性労働実態調査）を行い、施策に生かしていきます。 ●アミカスにおいて、社会経済情勢の変化に伴う男女の意識や環境に関するデータ集や、地域での男女共同参画の取組事例を集めたプログラム集を作成し、男女共同参画の研修会での活用等、地域における男女共同参画の推進に生かします。

8

男女共同参画に関する広報
と情報提供

- 市やアミカス、人権啓発センターの広報誌、ホームページ、ソーシャルメディア、新聞、テレビ等の様々な広報媒体を活用して、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるような広報に努めます。また、アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ・DVD、資料の閲覧・貸出を行うとともに、アミカス図書室と総合図書館との相互貸出により、広く情報提供を行います。
- 出前講座や「男女共同参画推進サポーター」の派遣により、男女共同参画社会基本法、条例及び第3次基本計画の普及啓発を図ります。
また、男女雇用機会均等法やDV防止法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など関係法令の周知に努めます。

施策の方向 3 市民等との連携・共働の推進

男女共同参画意識が市民に最も身近な地域で広く浸透するよう、市民の主体的な活動を積極的に支援します。また多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民団体、NPO、自治組織、企業、報道機関など、多様な主体との連携・共働を進めます。

	具体的施策	具体的施策の内容
9	市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の開催や調査研究活動の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。 ●市民団体、NPO等との情報交換や事業の共催等による連携・共働を進め、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウを活かし、市民ニーズに対応した取組を進めます。 ●最も身近な暮らしの場である地域において男女共同参画が広く浸透するよう、自治協議会をはじめとする地域の様々な団体との連携・共働を進めます。
10	大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●女子学生を対象としたキャリアデザイン講座の実施等、大学と連携しながら事業の実施に努めます。 ●中学生を対象とした出前型のキャリアデザインセミナーへの大学からの講師派遣協力による連携を行います。
11	報道機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点に立った広報物づくりを進めるため、男女共同参画の視点に立った、望ましい表現を用いた行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」等の情報を提供します。 ●男女共同参画に対する社会の意識を高めるため、報道関係者等との連携を図ります。

施策の方向 4 国際理解・交流の推進

男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ安心して暮らせるよう支援を行います。

	具体的施策	具体的施策の内容
12	男女平等に関する国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画をめぐる諸外国の女性が置かれた実状や支援の現状等について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。 ●国際的な相互理解と協力を進めるため、市民グループ等による海外からの講師の招へいや、在住外国人との交流など多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。
13	在住外国人女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●在住外国人の相談対応や情報提供を行います。 ●在住外国人向けに出産・育児に関する情報を提供します。(外国人母子保健サービスの充実) ●市民団体、NPO等が取り組む人身取引や配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に関する活動を支援します。

主な事業 基本目標 1 「男女平等意識が浸透した社会を目指します」

施策の方向	具体的施策		担当局
	事業		
男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進		
		小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用	市民局 教育委員会
		中学生のためのキャリアデザイン啓発事業	市民局
		男女平等の理念に立った教育課程の編成 職場体験学習 家庭科教育の充実 育児の体験学習等 学校生活全体にわたっての見直し	教育委員会
	2 教育に携わる者への研修の充実		
		男女平等教育研修会の実施	教育委員会 市民局
		教頭2年次研修 社会教育関係職員研修会	教育委員会
		保育所職員への研修 公民館長、公民館主事の研修	こども未来局 市民局
男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	3 男女共同参画推進センターにおける取組の推進		
		男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 市民グループ活動支援事業	市民局
	4 拠点施設としての支援の充実		
		男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 情報提供事業	市民局
	5 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進		
		校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援 市民センターにおける男女共同参画講座・講演会	区役所
		人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 人権総合講座	市民局
	6 公民館における取組の推進		
		公民館における男女共同参画学習講座	市民局
	7 男女共同参画に関する調査・研究		
	男女共同参画社会に関する市民意識調査 女性労働実態調査 男女共同参画データブックの作成 地域における男女共同参画に関するプログラム集の作成	市民局	

施策の方向	具体的施策		担当局
	事業		
2 啓男女共同参画・学習の全市の展開センターを中心とした	8 男女共同参画に関する広報と情報提供		
		「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知	市長室
		ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局
		行政広報物におけるガイドラインの周知 市政だよりによる広報 市ホームページでの情報提供 出前講座 インターネットによる広報（アミカスホームページ等） 人材情報の提供 広報啓発紙の発行 アミカス図書室による情報の提供 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 ココロンセンターだより ラジオ番組「こころのオルゴール」	市民局
		「まなびアイふくおか」による広報	教育委員会
3 市民等との連携・共働の推進	9 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働		
		市民グループ活動支援事業 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座） 人権啓発センター登録団体との共働事業 共創自治協議会事業	市民局
		校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	10 大学との連携		
		女性のチャレンジを支援する講座（女子学生対象講座）	市民局
	11 報道機関との連携		
		「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知	市長室
	行政広報物における表現のガイドラインの周知 ラジオ番組「こころのオルゴール」	市民局	

施策の方向	具体的施策		担当局
		事業	
4 国際理解・交流の推進	12 男女平等に関する国際理解の推進		
		海外の女性情報の収集及び提供 男女共同参画講座のうち、諸外国の状況等をテーマとするもの 市民グループ活動支援事業	市民局
	13 在住外国人女性への支援		
		区役所業務に係る在住外国人窓口案内・相談事業 在住外国人の生活環境整備事業（在住外国人のための日本語学習支援） 外国語版広報印刷物の発行 福岡よかトピア国際交流財団における相談・情報提供	総務企画局
		市民グループ活動支援事業 アミカス日本語クラス	市民局
		外国人母子保健サービス事業 保健師等の訪問指導等における外国語通訳業務 配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に取り組む民間支援団体の活動支援	こども未来局